

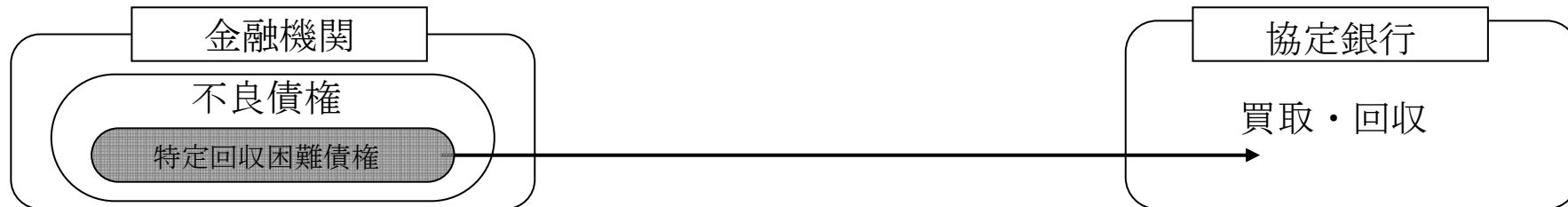
預金保険法一部改正法に係る政令・内閣府令等の改正のポイント

- 整理回収機構による住専債権の回収は、平成23年12月を目途に完了するものとされているところ、住専処理を終結させるとともに、これに伴い関連業務が終了する整理回収機構の機能の見直し等を行うための「預金保険法の一部を改正する法律」が5月13日に成立。
- 法改正に伴い、①特定回収困難債権の買取・回収、②破綻時に預金の円滑な払戻しを迅速に行うための所要の規定整備等の細目を定めるため、政令・内閣府令等を改正するもの。

① 特定回収困難債権の買取・回収

【法律事項】

- 反社等との関係の遮断により、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて、金融システム全体の安定化を図るため、反社等債権（「特定回収困難債権」）の買取・回収を預金保険機構の業務とし、その業務を協定銀行に委託する制度を整備
- 当該業務を預金保険機構一般勘定で経理し、預金保険機構に財産調査権を付与
特定回収困難債権：①債務者等が暴力団等である債権、②競売妨害、暴力等による回収妨害行為が見込まれる債権



【内閣府令事項】

- ・ 買取りの対象である貸付債権に類する資産として、手形に係る債権、手数料等を規定。

【買取基準(告示)】

- ・ 買い取る債権の特定回収困難債権への該当性や買取価格について、第三者から意見を聴くなど適正な手続きを経る。

下記のような買取りの具体的プロセスについて預金保険機構のガイドライン等で定める方向

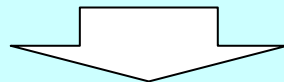
- ① 金融機関が債権の買取りを申込む際は、預金保険機構に対し、特定回収困難債権へ該当することを示す書類を提出。
- ② 預金保険機構に第三者委員会を設置し、特定回収困難債権への該当性や買取価格を審査。
- ③ 債権を買い取る際に、買取った後に特定回収困難債権に該当しないことが判明した場合には、契約解除とする旨の条項を付す。
- ④ 債務者から特定回収困難債権該当性についての異議申立があれば、第三者委員会で再検討し、申立が認められた場合、契約解除。

② 破綻時に預金の円滑な払戻しを迅速に行うための所要の規定整備

改正前：預金保険法において、以下の措置を金融機関に義務付け

- ・名寄せに必要な預金者データを整備し、破綻時に預金保険機構に迅速に提出するための措置
- ・決済用預金（ ）の円滑な払戻しを行うための措置

「無利息・要求払い・決済サービスを提供できる」の3要件を満たした預金で全額保護の対象



【法律事項】

金融機関の破綻時に、決済用預金だけでなく、一般預金等も含めた預金の円滑な払戻し等を行えるよう、規定を整備

➡ 内閣府令で下記を具体化

○ 対象を一般預金等まで拡大

一般預金等について、破綻後、預金保険制度により払戻し可能な部分（付保預金）と払戻しできない部分（非付保預金）に、速やかに分別管理できるようにするための体制整備

○ 破綻後の預金等の報告

民事再生手続等が円滑に行えるよう、預金等の破綻後の入出金について預金保険機構へ電子データにより報告するための体制整備

○ 相殺・概算払等への準備

預金と貸付金との相殺や、非付保預金の概算払等を円滑に行うための体制整備

金融機関においては、施行日（平成24年5月19日）までにこれらの措置についてマニュアル等の整備を行う（システム対応を伴う場合は、合理的な期間でのシステム開発計画を策定）